

業種別の生産施設面積率見直しについて(新旧対照表)

業種名 (見直し後の業種名が空欄の場合は、これまでの業種名と同様であることを示す。)		これまでの 規制率 (%)	見直し後の 規制率 (%)
これまでの業種名	見直し後の業種名		
化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業		15	30
石油精製業		20	
コークス製造業		15	
ボイラー・原動機製造業	→ ボイラー・原動機製造業	30	35
造作材・合板・建築用組立材料その他の木製品材製造業	→ 製材業・木製品製造業(一般製材業を除く。) → 造作材・合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。)	30	
非鉄金属鋳物製造業		30	
製材業	→ 一般製材業	30	40
伸鉄業		30	
窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	→ 窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	30	45
セメント製造業	→ (上欄の窯業・土石製品製造業に統合)	20	
その他の製造業	→ 農業用機械製造業(農業用器具製造業を除く。)	40	
その他の製造業	→ 繊維機械製造業	40	50
鋼管製造業		30	
電気供給業		20	
でんぷん製造業		30	55
冷間ロール成型形鋼製造業		30	
その他の製造業	→ 建設機械・鉱山機械製造業	40	
その他の製造業	→ 冷凍機・温湿調整装置製造業	40	60
石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製造業を除く。)		30	
高炉による製鉄業		30	
パルプ製造業	→ その他の製造業	20	65
石油化学系基礎製品製造業(一貫して誘導品を製造するものを含む。)		20	
板ガラス製造業		20	
パルプ及び紙(加工紙を含む。)製造業		30	
無機化学工業製品製造業(無機顔料製造業及び塩製造業を除く。)		30	
冷間圧延業		30	
非鉄金属・同合金圧延業		30	
特殊産業用機械製造業		30	
蓄電池製造業		30	
その他の製造業		40	
ガス供給業	40	40	
熱供給業	40		